

# 相続専用特別定期貯金

相続により貯金をお受け取りになられた日から 1 年後の月末までに

お預け入れいただくと下記金利でお預かりいたします

他金融機関での相続による取得金も JA へ

## 適用金利

# 0.11%



お預入金額：300 万円以上の「相続でお受け取りになられた貯金」の範囲内

お預入期：スーパー定期貯金 3 年（複利型） / 自動継続

募集期間：平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 29 日

※お取扱いは個人の方のみとさせていただきます。

※この貯金は期限前解約できません。万一、中途解約される場合は、当 JA 所定の中途解約利率を適用いたします。

※お利息に 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税がかかります。

※適用金利は初回満期日までとし、満期日以後は継続日における店頭金利となります。

※相続によるもの以外のご利用になれません。相続手続き完了が確認できる書類が必要な場合があります。

※経済情勢等の変化により、予告なく商品内容の変更、廃止を行う場合があります。

詳しくは JA 窓口、または渉外担当者にお問い合わせください

**JA 湖東**

本 所	45-0661	0505-801-0551
湖 東 支 所	45-1010	0505-801-1010
愛 東 支 所	46-0075	0505-802-3575